

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年12月3日（令和7年（行情）諮問第1372号及び同第1373号）

答申日：令和8年3月18日（令和7年度（行情）答申第1028号及び同第1029号）

事件名：「令和5年度自衛隊情報保全隊総合監察について（通達）」及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられている他の文書の一部開示決定に関する件

「令和5年度自衛隊情報保全隊総合監察について（通達）」及び当該文書の関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられている他の文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされたものの一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書37」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年7月12日付け防官文第16360号、同年9月20日付け同第21668号、令和7年9月4日付け同第20470号及び同日付け同第20471号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

アないしキ（略）

##### (2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしキ（略）

(3) 審査請求書3（原処分3及び原処分4について）

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ（略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について（諮問第1372号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書37を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年7月12日付け防官文第16360号により、本件対象文書のうち、文書1（1枚目のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和7年9月4日付け同第20470号により、本件対象文書のうち、文書1（1枚目を除く。）及び文書2ないし文書37について、法5条6号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分4について（諮問第1373号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1（1枚目を除く。）及び文書2ないし文書37を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年9月20日付け防官文第21668号により、本件対象文書のうち、文書3（1枚目のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和7年9月4日付け同第20471号により、本件対象文書のうち、文書1（1枚目を除く。）、文書2、文書3（1枚目を除く。）及び文書4ないし文

書37について、法5条6号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分3及び4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条6号イに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条6号イに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件各開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月3日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1372号及び同第1373号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月18日 審議（同上）
- ④ 令和8年3月12日 令和7年（行情）諮問第1372号及び同第1373号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分1及び原処分2に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該各処分に係る判断はしない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「陸幕監第19号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられていた。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は令和5年度に実施された自衛隊情報保全隊等の監察に係る事務連絡及び当該監察の結果をまとめた報告書等であり、本件不開示部分には、監察の目的、監察の実施要領及び監察結果等に関する具体的かつ詳細な情報が記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、防衛省における監察業務に関し、監察の着眼点及び手法等を了知あるいは察知することが可能であることから、監察時及び監察に向けた事前準備の各段階において、正確な事実の把握を困難にするなど、監察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2の説明を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書 1

陸幕監第19号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。

#### (2) 本件請求文書 2

陸幕監第19号、及び当該文書の関連事項を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全てのうち防官文第16360号(2024.5.14一本本B303)で残りの部分とされた全て。

### 2 本件対象文書

文書1 令和5年度自衛隊情報保全隊総合監察について(通達)(陸幕監第19号。令和5年7月7日)

文書2 令和5年度自衛隊情報保全隊の監察に関する連絡、調整について(業務連絡 5.4.7)

文書3 令和5年度自衛隊情報保全隊総合監察について(通達)(陸幕監第6号。令和5年3月10日)

文書4 「令和5年度自衛隊情報保全隊総合監察について(通達)」の取消しについて(通達)(陸幕監第11号。令和5年3月22日)

文書5 令和5年度自衛隊情報保全隊総合監察結果

文書6 令和5年度自衛隊情報保全隊総合監察陸幕長報告資料

文書7 令和5年度 自衛隊情報保全隊総合監察資料①

文書8 令和5年度 自衛隊情報保全隊総合監察資料②

文書9 令和5年度教育訓練研究本部の総合監察に関する連絡、調整について(業務連絡 5.8.7)

文書10 令和5年度教育訓練研究本部総合監察について(通達)(陸幕監第24号。令和5年10月31日)

文書11 令和5年度教育訓練研究本部総合監察監察結果

文書12 令和5年度教育訓練研究本部総合監察陸幕長報告資料

文書13 令和5年度 教育訓練研究本部総合監察資料

文書14 令和5年度 開発実験団総合監察資料

文書15 令和5年度 訓練評価支援隊総合監察資料

文書16 令和5年度東北方面総監部に対する総合監察に関する連絡及び調整について(業務連絡 4.2.1)

文書17 令和5年度東北方面総監部総合監察について(通達)(陸幕監第14号。令和5年4月6日)

文書18 「令和5年度東北方面総監部総合監察について(通達)」の一部変更について(通達)(陸幕監第17号。令和5年6月20日)

日)

- 文書 19 令和 5 年度東北方面総監部総合監察結果
- 文書 20 令和 5 年度 東北方面総監部総合監察陸幕長報告資料
- 文書 21 令和 5 年度東北方面総監部総合監察資料
- 文書 22 令和 5 年度自衛隊体育学校の監察に関する連絡、調整について  
(業務連絡 5. 5. 15)
- 文書 23 令和 5 年度自衛隊体育学校総合監察について (通達) (陸幕監  
第 23 号。令和 5 年 9 月 1 日)
- 文書 24 令和 5 年度自衛隊体育学校総合監察監察結果
- 文書 25 令和 5 年度自衛隊体育学校総合監察陸幕長報告資料
- 文書 26 令和 5 年度 自衛隊体育学校総合監察資料
- 文書 27 令和 5 年度武器学校の監察に関する連絡、調整について (業務  
連絡 5. 1. 26)
- 文書 28 令和 5 年度武器学校総合監察について (通達) (陸幕監第 9 号。  
令和 5 年 3 月 13 日)
- 文書 29 令和 5 年度武器学校総合監察結果
- 文書 30 令和 5 年度武器学校総合監察陸幕長報告資料
- 文書 31 令和 5 年度 武器学校総合監察資料
- 文書 32 令和 5 年度自衛隊中央病院の総合監察に関する連絡、調整につ  
いて (業務連絡 5. 5. 24)
- 文書 33 令和 5 年度自衛隊中央病院総合監察について (通達) (陸幕監  
第 21 号。令和 5 年 8 月 8 日)
- 文書 34 令和 5 年度自衛隊中央病院総合監察結果
- 文書 35 令和 5 年度自衛隊中央病院総合監察陸幕長報告資料
- 文書 36 令和 5 年度 自衛隊中央病院総合監察資料①
- 文書 37 令和 5 年度 自衛隊中央病院総合監察資料②

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

(1) 本件請求文書 1 の対象として特定された文書

ア 原処分 1

文書 1 (1 枚目のみ。)

イ 原処分 3

文書 1 ないし文書 37 (文書 1 の 1 枚目を除く。)

(1) 本件請求文書 2 の対象として特定された文書

ア 原処分 2

文書 3 (1 枚目のみ。)

イ 原処分 4

文書 1 ないし文書 37 (文書 1 の 1 枚目及び文書 3 の 1 枚目を除

◁。)

別表

本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	<p>監察業務に係る事務処理要領に関する情報であり、これを公にすることにより、監察の手法及び着眼点等が推察され、正確な事実の把握を困難にするなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号イに該当するため不開示とした。</p>
文書 2	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	2 枚目のページ番号を除く全て	
	4 枚目の内容の全て	
文書 3	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 5	1 枚目の一部	
	2 枚目から 1 2 9 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 6	2 枚目から 4 5 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 7	2 枚目、3 枚目、1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目から 9 枚目までのそれぞれページ番号を除く全て	
	1 2 枚目から 3 1 3 枚目までのそれぞれ全て	
文書 8	2 枚目から 2 4 6 枚目までのそれぞれ全て	
文書 9	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	2 枚目のページ番号を除く全て	
	4 枚目の内容の全て	
文書 1 0	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 1	1 枚目、4 8 枚目、7 1 枚目、1 0 0 枚目、5 1 8 枚目、5 3 4 枚目、5 7 5 枚目、5 9 4 枚目、7 3 9 枚目及び 7 4 1 枚目のそれぞれ一部	
	2 枚目から 4 7 枚目まで、4 9 枚目から 7 0 枚目まで、7 2 枚目から 9 9 枚目まで、1 0 1 枚目から 5 1 7 枚目まで、5 1 9 枚目から 5 3 3 枚目まで、5 3 5 枚目から 5 7 4 枚目まで、5 7 6 枚目から	

	593枚目まで、595枚目から738枚目まで、740枚目及び742枚目から824枚目までのそれぞれ内容の全て
文書12	2枚目から115枚目までのそれぞれ内容の全て
文書13	2枚目から4枚目まで及び17枚目のそれぞれ一部
	5枚目から16枚目までのそれぞれページ番号を除く全て
	18枚目から471枚目までのそれぞれ全て
文書14	2枚目の一部
	3枚目から301枚目までのそれぞれ全て
文書15	2枚目の一部
	3枚目から236枚目までのそれぞれ全て
文書16	1枚目から3枚目までのそれぞれ一部
	4枚目の内容の全て
文書17	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部
文書18	1枚目の一部
	2枚目の内容の全て
文書19	1枚目及び108枚目のそれぞれ一部
	2枚目から107枚目まで、109枚目及び110枚目のそれぞれ内容の全て
文書20	2枚目、3枚目及び47枚目のそれぞれ一部
	4枚目から14枚目まで及び16枚目から46枚目までのそれぞれ内容の全て
	48枚目から328枚目までのそれぞれ全て
文書21	2枚目から41枚目までのそれぞれ

	れ内容の全て	
文書 2 2	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	2 枚目のページ番号を除く全て	
	4 枚目の内容の全て	
文書 2 3	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 4	1 枚目の一部	
	2 枚目から 1 0 0 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 2 5	2 枚目から 4 1 枚目までのそれぞれ内容の全て	
	4 2 枚目の一部	
	4 3 枚目から 4 8 枚目までのそれぞれページ番号を除く全て	
文書 2 6	2 枚目、3 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目から 9 枚目までのそれぞれページ番号を除く全て	
	1 1 枚目から 3 8 0 枚目までのそれぞれ全て	
文書 2 7	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部	
	4 枚目の内容の全て	
文書 2 8	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 9	1 枚目の一部	
	2 枚目から 1 0 5 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 3 0	1 枚目の一部	
	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	5 枚目から 4 0 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 3 1	2 枚目の一部	
	3 枚目から 3 2 1 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 2	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	2 枚目のページ番号を除く全て	
	4 枚目の内容の全て	

文書 3 3	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 4	1 枚目の全て	
	2 枚目の一部	
	3 枚目から 1 8 5 枚目までのそれぞれ内容の全て	
文書 3 5	1 枚目の一部	
	2 枚目から 8 枚目までのそれぞれページ番号を除く全て	
文書 3 6	2 枚目の一部	
	3 枚目から 3 8 7 枚目までのそれぞれ全て	
文書 3 7	2 枚目から 3 1 8 枚目までのそれぞれ全て	